【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（役員の選任等）

第百二条の二十三　自主規制法人に、役員として、理事長一人、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

２　理事及び監事は、総会の決議によつて選任する。

３　理事の過半数は、外部理事（委託金融商品取引所又はその子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項、第百二十二条、第百二十四条第一項第四号、第二項第一号及び第三項第二号並びに第百五十一条において同じ。）の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に委託金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者より選任された理事をいう。以下この目において同じ。）でなければならない。

４　第二十九条の四第一項第二号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

５　役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

６　理事長は、理事の互選により外部理事の中から選任する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（役員の選任等）

第百二条の二十三　自主規制法人に、役員として、理事長一人、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

２　理事及び監事は、総会の決議によつて選任する。

３　理事の過半数は、外部理事（委託金融商品取引所又はその子会社（第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項、第百二十二条、第百二十四条第一項第四号、第二項第一号及び第三項第二号並びに第百五十一条において同じ。）の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に委託金融商品取引所又はその子会社の取締役、理事若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがない者より選任された理事をいう。以下この目において同じ。）でなければならない。

４　第二十九条の四第一項第二号イからトまで又は会社法第三百三十一条第一項第三号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

５　役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

６　理事長は、理事の互選により外部理事の中から選任する。

（改正前）

（新設）